

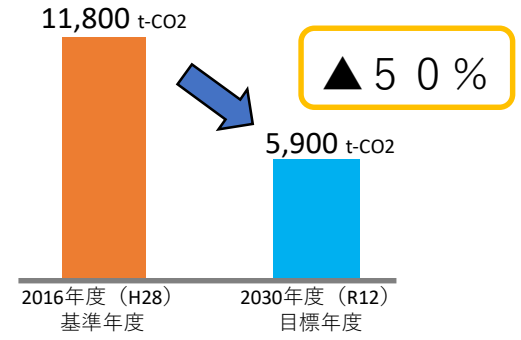
大野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要

大野市が実施している事務・事業（業務や施設）に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」に取り組むための法定計画（地球温暖化対策法律第21条第1項）

目標

市の事務事業における温室効果ガス排出量を2030年度までに **50%削減**（2016年度比）します

- 【対象範囲】 市の全ての事務・事業（主に施設・公用車のエネルギー）
- 【対象とする温室効果ガス】 二酸化炭素（CO₂）
- 【計画期間】 2024年（令和6年）～2030年（令和12年）



主な取組内容

公用車

代替可能な電動車（EV・FCV・PHV・HV）がない場合などを除き、新規導入または更新については、積極的に電動車を採用し、2030年度までに保有する公用車の **30%以上を電動車**にします。



EV：電気自動車、FCV：燃料電池自動車、PHV：プラグインハイブリッド自動車
HV：ハイブリッド自動車

LED照明

庁舎などの新築、改築時には、原則LED照明を設置します。既存施設においても、計画的にLED照明への切替えを行い、2030年度までに、**30%以上の施設でLED照明への切替えを完了**します。

新築建築物

今後予定する新築または改築事業については、ZEB Oriented相当以上とし、可能な限り、**ZEB Ready相当**となることを目指します。

ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物
ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

再エネ電力調達

再生可能エネルギー電力（再エネ電力）を調達し、2030年度までに **5施設以上**の公共施設で **脱炭素化を達成**します。市内の卒FIT電力などを優先し、「**再エネの地産地消**」を推進します。

卒FIT電力：固定価格買取制度（FIT）の買取期間が終了した再エネ電力
再エネの地産地消：市内に設置した再エネ設備により作った電力などを市内で消費すること

太陽光発電

積雪時の対応を考慮したうえで、新築または改築する施設や費用対効果の高い施設、防災力向上につながる施設への導入を検討します。

エコオフィス活動

クールビズやウォームビズ、節電、公共交通機関や自転車利用、リモート会議の実施、ペーパレス化を含めたごみ削減など、職員一人一人が取り組めるエコオフィス活動を積極的に推進します。